

# 学校運営協議会だより

文責 CS事務局

回  
覧

インターネットが普及する中、インターネット・携帯電話・ゲーム機による小・中学生の犯罪や被害が増加しています。小学生・中学生がネットトラブルの加害者にも被害者にもならないよう、子ども達を守るために取組を紹介したいと思います。

## インターネットによるトラブル例

総務省発行「インターネットトラブル集」より

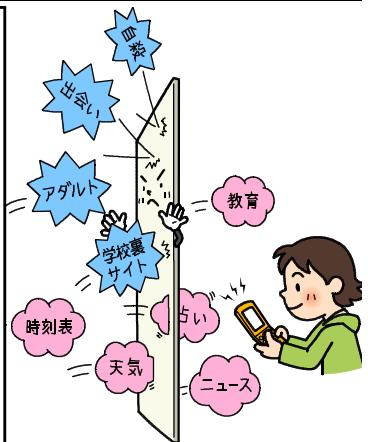
### ネットいじめ

インターネットを利用し、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、また他人になりますしてメールを利用し誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、「ネット上のいじめ」という「新しいいじめ問題」が深刻化しています。



### ネット犯罪

Webサイトや通信ゲーム等のSNSを通じて、面識のない相手と子どもが知り合うことが容易となって子どもの心身を狙った悪質な犯罪の被害に遭う子どもの数が、ここ数年高水準で推移しています。



上記以外にもネットトラブルや犯罪が多々発生しています。こうしたトラブルに巻き込まれ被害を受けるばかりでなく、子ども自身が加害者となって犯罪にかかわってしまうこともあります。

## 小学校・中学校の取組例

### 道徳の授業

情報化社会におけるマナー（社会や集団、公共の場において皆が快適に過ごすための振る舞い方）やモラル（社会で守るために秩序、社会やコミュニティーの中で何が正しいか、何が間違っているかを判断し行動する）について、「特別の教科道徳」で考え、正しい判断力や態度を育てます。



### 情報モラル教室

警察官等を講師とした「情報モラル教室」が、小学校児童・中学校生徒を対象に行われています。また、保護者を対象に、子どもがネットトラブルに遭わないための「安全教室」も行われています。



保護者の方は  
子どもにスマホを持たせたら、使用状況に  
関心をもって  
下さい。



## 学校運営協議会における「子ども達のネットトラブル防止」の実践例

スマートフォン等の情報機器の利用について、子ども達(児童・生徒)と保護者・学校が、共に考えた約束(利用規則)を作成するまでの流れ(例)を紹介します。

○学校運営協議会で、「ネットトラブルの現状」を学習する ネットトラブル増加を考える会



○子ども・保護者・学校が協働して「スマホ等利用に関するルール」を作成することを確認する



○具体的な計画を立案し、CS事務局が中心となり推進する



保護者の学びの場  
(PTA・CS合同講演会)



ネットトラブルや  
依存症から子ども  
を守るためにには

保護者が考える場  
(PTA役員会等)



すべての保護者  
に取り組んでもらう  
ことは

ルール(約束)

スマホ等の利用時間は  
必ず決めます。  
最低でも、就寝1時間  
前には終了します。

児童・生徒の学びの場  
(CS主催の講演会)



就寝1時間前  
には、スマホ  
ゲームを…  
健康被害に…

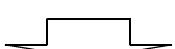
児童生徒が考える場



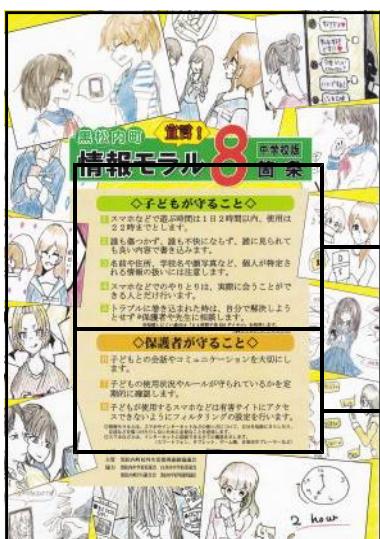
児童・生徒が守るルール確認



小樽市では、スマートフォンの利用規則として「小樽スマート7」を、黒松内町では、「情報モラル8箇条」を作成しています。次に黒松内町の情報モラル8箇条の内容を紹介します。

 情報モラル8箇条を解説します。

ルールを大人(保護者)・子ども(児童・生徒)自ら作成することが大切です。



子どもが守ること…5点が記載されています。

○利用時間が決められています。

設定時間が設定されています。小学生は中学生の設定時間より1時間早い時間に設定されています。

○書き込む内容が示されています。

誰も傷つかない内容等

○個人情報の取り扱いが記載されています。

写真・住所・性別など個人が特定される情報を記載しない。

○スマホ利用時の注意点が記載されています。

実際に会うことができる人との通話等可能。

○実際にトラブルに巻き込まれた時の対処方法。

一人で悩まず、保護者・先生に相談すること。

保護者が守ること…3点が記載されています。

○子どもとのコミュニケーションを大切にすること。

○子どものスマホ等利用が守られているか定期的に確認すること。

○子どものスマホにはフィルタリングを設定すること。

子どもにスマホを持たせたならば、事故に遭遇しないよう最大の注意が必要です。

愛知県豊明市では、スマホ使用は1日2hを目安とする条例案が審議されています。(今年8月の話題)

